

令和7年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和7年5月14日（水） 9：50～10：20

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室

3 対象施設 青森市古川・沖館市民センター

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 沢木正明（企画部次長）  
副委員長 越後谷和人（総務部次長）  
委員 沼田郷（青森大学教授）  
委員 桃野敬（東北税理士会青森支部税理士）  
委員 坂本康人（農林水産部次長）  
委員 櫻田文明（都市整備部次長）  
委員 鳥谷部稚子（浪岡振興部次長）

(2) 施設所管課（教育委員会事務局中央市民センター）

主幹 秋元香央里  
主幹 松島綾子  
主幹 小倉信三  
主査 田中浩司  
主事 荒巻沙織  
（こども未来部子育て支援課）  
課長 泉澤豊  
主事 石村鴻星

(3) 制度所管課（企画部行政資産経営課）

課長 岩渕寿哉  
主幹 長内寛幸  
主査 澤田朋紀  
主査 櫻田博光

5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

(1) 指定管理者制度導入の適否：適

- (2) 指定期間：5年間
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：非公募
- (5) グループニングの適否：なし（単独施設）

## 7 主な質疑内容

委員：古川市民センターは小学校と合築だが、出入口は施錠されているのか。小学校の中で市民センターとして使用できるスペースがあるが、小学校側のスペースへの移動はどのようにしているのか。また、小学校と市民センターの共用のスペースの維持修繕費は、小学校側で出しているのか。

施設所管課：市民センターと小学校の出入口は施錠している。市民センターの利用で小学校側のスペースを使用する際は、市民センター側から小学校への出入口を通して移動している。また、小学校と市民センターの共用スペースの維持修繕費は、学校施設を修理する部署で出している。互いに利用はするが、維持修繕費は小学校、市民センターそれぞれで対応している。

委員：古川市民センターと沖館市民センターで使用料に差があるが、これは古川市民センターには温水プールがあるからなのか。

施設所管課：各部屋の利用率のみの沖館市民センターとは異なり、古川市民センターの使用料は各部屋の利用率とプールの使用料とがあり、プールの使用料が大半を占めているため、2センターの使用料で差が生じている。

委員：古川市民センターについて、温水プールの衛生管理や施設の防火管理において専門の資格が必要だと思うが、住民で構成されている管理運営協議会のスタッフで専門の有資格者はいるのか。いない場合は、資格を取るよう勧めたりなどの指導をしているのか。プールの監視員も資格がある方が行っているのか。

施設所管課：温水プールのメンテナンスや定期点検は外部委託して行っている。施設運営の防災・防火に関しても、法定で定められた施設設備の点検も外部委託して行っている。また、プールの監視員に関しては、資格必須ではないが、日本赤十字社で行っている水上安全法救助員講習を受講させている。